実施機関によるWID/ジェンダー案件の定義と分類

1. JICAによる定義と分類

課題別指針「ジェンダー主流化・WID」(平成14年8月)において、以下の三つに分類するとしている。

(1) WID案件(Women - Targeted Project)

女性が主要な受益者及び参加者である。女性の戦略的ニーズの充足を最終目標としつ、女性の実際的ニーズに対処する案件である。

例:女性のための職業訓練計画 農村女性の雇用促進計画 女子初等教育就学率向上計画 女子初等教育就学率向上計画 女性起業家支援 他

(2) ジェンダー平等案件 (Gender Equality Project)

ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進を主要な目的とする案件で、制度・政策支援などを含める。ジェンダーにかかわる戦略的ニーズに対処するものである。

例:男女共同参画機会均等法制定支援 ジェンダー平等の民法制定支援 ナショナル・マシーナリ - (女性本部機構)の強化支援 ジェンダー政策・指針の策定支援

(3) ジェンダー関連案件 (Gender Integrated Project)

ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを上位目標やプロジェクト目標とはしないが、計画段階及び実施段階からジェンダー格差を是正するような工夫や措置が講じられるべきである。本来、案件の計画、実施、モニタリング、評価はジェンダーの視点に立って行なわれなければならないため、すべての案件はジェンダー関連案件にあるといえる。

- 2.OECD/DACによる「WID/ジェンダー政策マーカー (DAC policy marker)」 OECD/DACでは、それまでの「DACジェンダー平等指針マーカー (DAC Gender Equality Policy Marker)」を1997年(平成9年)に改訂して「WID/ジェンダー政策マーカー」を策定した。JBICにおいては、同政策マーカーによる以下の分類を活用して、(1)及び(2)に該当するものを実績として集計するとしている。
 - (1) ジェンダー平等が案件形成及び活動のインパクトにおいて最も重要なものとして位置付けられ、活動の明確な目的となっている案件

例:女性の法識字向上、女性に対する暴力に関する男性ネットワークの形成 等女性あるいは男性のみを対象とした案件及び男女を対象とした案件

(2) 重要ではあるが、活動を実施する主要な理由とはなっていない副次的な目的としてジェンダー平等が組み入れられている案件

例:ジェンダー課題の取組程度によっては給水案件、保健案件、森林案件等 が該当する。

(3) 活動にジェンダー平等を促進する要因が見られない案件